

【特集】世帯のなかに隠れた貧困：女性の貧困をいかに捉えるか：DV研究と経済的暴力：「世帯のなかに隠れた貧困」へのアプローチ

YOSHINAKA, Toshiko / 吉中, 季子

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

739

(開始ページ / Start Page)

22

(終了ページ / End Page)

37

(発行年 / Year)

2020-05-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00023427>

DV 研究と経済的暴力

——「世帯のなかに隠れた貧困」へのアプローチ

吉中 季子

はじめに

- 1 日本における「DV と経済的暴力」をめぐる議論
- 2 DV における経済的暴力の位置と性格——世帯内の貧困との関連で
- 3 海外における「DV と経済的暴力／虐待」に関する研究

まとめ

はじめに

女性の貧困は一般的に、配偶者を伴わない母子世帯や単身女性の問題とされることが多く、その低収入や不安定雇用あるいは社会的地位の低さが問題視されることが多い。しかし例えば、母子世帯は、そこに至るまでのカップル関係（婚姻の有無に限らず）を経験している段階で、すでに当事者が貧困に陥っており、そのことは、少なからず離婚後の生活にも影響していることは明らかである。だが、世帯が維持されているなかで、それ自体が問題視されることは少ない。そこではしばしば、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）が生じ、経済的な搾取やコントロールが行われている可能性が高い。このようなことは、「経済的暴力（経済的虐待）」と呼ばれ、例えば「パートナーの収入を管理したり、自由にお金を使えないようにして自分に依存させ思い通りにすること」であると説明されている（Pence and Paymar 1993 = 波田 2004）。

経済的な暴力は、カップル関係において、「世帯のなかに隠れた貧困」へとつながる「作用」あるいは「手法」として生じている。具体的な方法はさまざまで、そのほとんどが「見えない」あるいは見えにくい。その理由の一つは、カップル関係にあるときは、家計の不平等な分配や収奪は世帯単位のなかで統合されてしまい、個人の財政事情が隠されてしまうからである。もう一つは、DV の問題が生じているとき、身体的暴力の緊急性あるいは暴力全体の悲惨さが重要視されるからである。そのため、経済的な問題はこれまでほとんど議論されてこなかったように思われる。

経済的暴力のさらなる問題は、先に示唆したように、カップル時代の経済的搾取が直接的にも間接的にも影響し、カップル関係を解消した後も経済的な問題として継続する可能性があることである。それは離婚後の母子世帯の経済的な困難に典型的に表出していることから経済的暴力と貧困の関連は十分予測される。実際、「世帯のなかに隠れた貧困」が経済的虐待と深く関連していることは、多くのソーシャルワーカーらが実践のなかで知っている。しかもそれは、事後的に明らかに

なる。しかし同時に、そのような「見える」経済的虐待の基盤には、世帯内・家計内における経済的暴力の基盤としての見えない権力構造が横たわっていると思われる（後述）。

以上のようなことを踏まえ、本稿では、経済的暴力に焦点をあてる。経済的暴力は世帯のなかの貧困の最も顕著な事例として考えられるため、本稿では経済的暴力を貧困の問題としてとらえ、そのアプローチを試みる。具体的には、DV 研究における経済的暴力への関心がどうであったのか、それが「世帯のなかに隠れた貧困」とどのように関連付けて議論されてきているのか、また女性の貧困の背景としてそれらがどのように認識されてきたのかを、日本と海外の先行研究の一部を取り上げて概観する。

本稿ではまず、日本の状況を念頭に置きながら「経済的暴力」に関するこれまでの理解の枠組を示す。ついで海外の関連する研究動向の一端をみていく。しかし欧米などでは、経済的な圧迫や搾取は、経済的暴力（economic violence）というより、経済的虐待（economic abuse）や金銭的虐待（financial abuse）として、問題をやや具体的にとらえた概念のようであり（後述）、その議論状況を説明するときは、そこで使われている英語を直訳した「経済的虐待」「金銭的虐待」をそのまま用いることにする。

1 日本における「DV と経済的暴力」をめぐる議論

（1）DV 防止法以前

日本でも夫婦間で生じる経済的な圧迫や搾取は昔からあった。長いあいだ、父権主義のなかで家庭内の暴力や経済的な暴力は身内の内輪話として片付けられてきた。それが問題として取り上げられるようになったきっかけには、1960 年代以降に離婚率が上昇してきたことがある。1980 年代頃より、法学の領域において「離婚」が注目されるが、ここでは「お金を渡さない」「暴力をふるう」といったことが離婚理由として法的に検証されるにとどまり、詳しい実態やその意味について掘り下げることではなかった。

1990 年代になると、家族社会学などにおいて、離婚の事例からの具体的な（経済的暴力に関する）家庭の状況が明らかにされはじめた。例えば、加藤喜久子・笹谷春美らの調査研究は、離婚理由の主たる原因が、「家族の経済的機能の障害」であると明らかにした。つまり、夫が家計維持者で「低収入」「浪費」「借金」「生活費を入れない」などが原因で離婚に至っていた。そしてそれは、同時に「夫が稼ぎ手」であるべきという強い性別役割分業に起因した家庭の危機でもあると説明された。

このように、DV 防止法以前では、まだ DV や経済的暴力といった言葉が用いられることはなかったが、経済的な圧迫や搾取は、離婚の主たる原因になっていたことは明らかであった。そこには必ずと言っていいほど、表面化しやすいギャンブルやアルコール等の問題が付随していて、必ずしも「隠れた貧困」ではなかった現実もあった。また、どちらかという夫の浪費などによる「世帯全体」の経済的危機によって離婚に至ることが強調されていたことから（加藤・笹谷 1992）、当時は「世帯内の不平等」という視点は弱かったといえる。

早い段階で世帯内の不平等という視点をもって言及したのは、家計経済研究所の調査研究における、木村清美（1999）の研究であろう。木村は、夫が「生活費を渡さない」背景には、夫が稼ぎ手

であるがゆえに「夫の権力の行使」によって、経済的な搾取や圧迫が生じていたことを述べている。いずれにしてもこの当時は、経済的暴力と言える行為は、前提として存在する強い男性稼ぎ主モデルと性別役割分業のもとで、男性世帯主の責任から逸脱した態度としてとらえられていたと思われる。

(2) DV 防止法以後

政策においても研究においても、配偶者間の暴力についての大きな転機は、2001年4月のDV防止法の成立であろう。DVは本来、家庭内で生じるすべての暴力のことを意味するが、日本ではカップル間での暴力の意味で用いられ、DV防止法も配偶者間の暴力を対象として制定された⁽¹⁾。DV防止法は超党派議員らによる議員立法で成立したものであったが、当時、家のなかのことである家庭内暴力を法律化するという動きは前代未聞とされるほど⁽²⁾、配偶者からの暴力は、「見えない」ものでかつ私的な出来事であった。

ところで、一般的に用いられるDVの種類は、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力等に分かれて説明される。しかしDV防止法においては、第1条に「配偶者からの暴力」とは、「身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義づけられた。すなわち、DV防止法においては、重点的に対応すべき暴力は身体的暴力であった。このことに対し、戒能民江（2005）は、「DVとは、身体的暴力に限らない、精神的・心理的暴力、性的暴力、経済的暴力など、ありとあらゆる暴力が複合的にふるわれるところにその特徴がある。脅迫、威嚇を含むあらゆる手段を使って相手の精神状況や行動、心理、感情など生活全般をコントロールすることがDVの本質」（戒能2005：78）であるとし、精神的暴力や性的暴力の実証の難しさにより保護命令が「身体的暴力」のみに限定されていることについて、DVの本質の理解が抜け落ちていているとして問題視した。

現在の内閣府男女共同参画局のホームページにおいても、DVの内容を説明する暴力の種類は身体的・心理的・性的の3分類となっており、経済的な暴力に関する行為（例：生活費を渡さない、外で働くなどと言ったり仕事を辞めさせたりする）は「精神的暴力」として扱われている⁽³⁾。さらに内閣府は、3年ごとに「男女間における暴力に関する調査」を実施し、配偶者による暴力の被害の内容を尋ねているものの、その設問項目は、2011年度まで身体的、心理的、性的の3種類のみで、2014年度の調査でようやく「経済的暴力（圧迫）」の項目が盛り込まれたところである（次頁表1）。

これまでとくに、経済的暴力が法や政策的に議論にあがることはなく、最近のDV関連研究の関心も、性暴力被害と子どもを伴う面前DVに注目が向けられている。重大な被害を心身に受ける緊急で深刻なDVが最優先されるべきであるが、他の課題に緊急度や深刻さが増せば増すほど、経済

(1) 昨今では夫婦や恋人など親密関係にある2人の間で起こる暴力のことは「Intimate Partner Violence：IPV」と呼ぶ。女性から男性、またはLGBT（Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender）のカップルにおける暴力の発生が指摘されており、従来の男性から女性に対する暴力をさす「Domestic Violence」より、多様性を含む用語としてIPVが用いられはじめているが、本稿ではDV防止法に準じて「DV」と用いる。

(2) 当時、20人に1人が命に関わる暴力を家庭のなかで受けていることが明らかになり、「そんな家のなかのことを国会の場など公のところでしゃべるのはとんでもない」というようなことを言っていた男性議員たちに大きな衝撃を与えたとされる（小宮山2017）。

(3) 2020年1月5日現在。

表 1 夫から妻への被害経験

% (複数回答)	被害経験があったか ※1			「過去 1 年間に何らかの被害があった」妻のみを再掲 ※2	
	2011 年	2014 年	2017 年	2014 年	2017 年
身体的暴力 (暴行)	25.9	15.4	19.8	15.3	13.0
心理的暴力 (攻撃)	17.8	11.9	16.8	47.3	39.7
経済的暴力 (圧迫)	—	7.4	10.0	25.0	35.2
性的暴力	14.1	7.1	9.7	23.0	24.8

※1 回答の「何度もあった」「1, 2 度あった」を合わせたもの。

※2 「過去 1 年間に何らかの被害があった」と答えた既婚女性を 100 としたときの割合。2011 年は集計なし。

出所：「男女間における暴力に関する調査報告書」各年度より作成。

的暴力には関心が向けられないでいる。世帯内で生じる経済的な圧迫や暴力は、二次的なことと理解されているからでもある。そのため日本では、経済的暴力について焦点をあてた研究はほとんどなく、被害者が DV 全体の実態を説明するなかで、補足的に言及される程度となっている。

2 DV における経済的暴力の位置と性格——世帯内の貧困との関連で

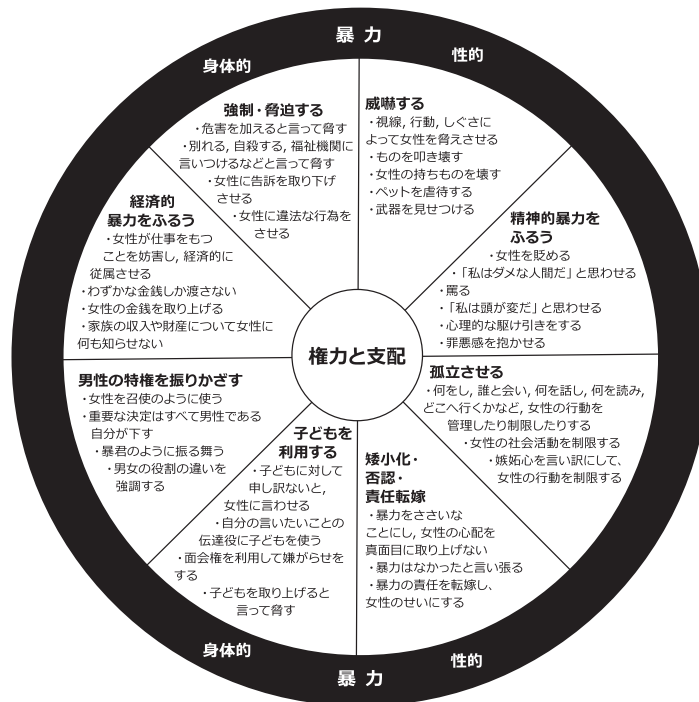
(1) DV における「パワーとコントロールの車輪」

DV 全体のなかで、経済的暴力や他の暴力が、深く入り込み相互に関連しあっていることを、理論的に示したものがある。1984 年に、アメリカミネソタ州ドゥルース市の関係機関で組織された DV 介入プロジェクトによってつくられたもので、暴力を理解するための理論的枠組を整理した「パワーとコントロールの車輪」の図である（次頁図 1）。市の名前にちなんでドゥルースモデルともいう。この図は、DV の問題は身体的暴力だけでなく、加害者（多くは男性）が社会的・経済的・肉体的な優位性を利用して、身体的暴力とそれ以外の心理的暴力・経済的暴力等を巧妙に操り、弱い立場の被害者（多くは女性）を支配しようとする構造があることを示し、その構造を車輪に見立てて表現したものである。この車輪の意味するところは、車輪の中心にいる男性が、その権力（パワー）により女性に影響を及ぼし、女性を支配（コントロール）しようとすることである。車輪の表面上で見えやすい身体的暴力や具体的な行為として起こりやすい性的暴力は、内側の見えにくい心理的暴力等と組み合わさることで、女性を支配する威力を増大させるのである（Pence and Paymar 1993）。すなわち、権力と支配から生じる暴力は、表面化するかしないかにかかわらず、あらゆる暴力が複合的に起こっている、ということである。

(2) 世帯内の貧困と経済的暴力の事例

パワーとコントロールの車輪を踏まえて、DV 状況のなかでどのように経済的暴力が生じているのかを先行研究等のいくつかの事例から確認しておきたい。

図1 パワーとコントロールの車輪



出所：Pence and Paymar 1993 = 波田 2004 : 3.

- ・私への夫の暴力は凄まじいものだった。身体的にも精神的にも経済的にも徹底して痛めつけられていた（女性と子どものセンターウィメンズネット・こうべ 2017）。

この女性の語りは、身体的・性的・経済的と、複合的に暴力が実行されるなかで、ありとあらゆる手段で金銭的な場面でも圧迫があったことを推察させる。

また、経済的な圧迫は「男性の特権を振りかざす」状況のなかで生じやすく、夫が稼ぎ手であることにより、夫婦を支配関係に陥れたり、使途についての決定権の剥奪に結びついている。一方で、世帯のなかで妻のものも共通のものであると歪んで認識させられている場合もある。そのため、妻の貯金や収入は家計や夫に差し出しているかたちがみられる。

- ・私は、彼に小遣いをねだる子どものような気持ちでした。どんなものでも買い物をするときはいちいちその理由を説明しなければなりませんでした。彼はなかなか認めてくれませんでした。私にも収入があるのに、まるで彼のお金みたいでした（Pence and Paymar 1993 = 波田 2004）。
- ・収入に比べて多すぎる夫の小遣いは、「出世するための人間関係費」と称して酒代に注がれていた。マンションのローンも（夫の学生時代の）奨学金の残りの私（妻）の給料から返済した。将来の生活設計を考えて家計の話をする、「お金のことを言うなんて、お前は汚い」と軽蔑したように言い捨ててそっぽを向く。（中略）社内預金は利率がいいからローンの返済に

まわすより得になる、といっは自分のボーナスを社内預金にまわしたが、それもいつのまにかなくなっていた（戒能 2006：20）。

さらに、経済的暴力は、金銭的なことを支配しながら、女性の行動を監視したり、制限したり、社会的な活動をさせないようにもする。

- ・誰が働くのか、望まないのであれば誰が働かなくていいのか、子どもたちが必要なものにはどのようにするのか、このような決定について女性側が何も意見を言うことができない（Bancroft 2002 = 高橋・中島・波田 2008：195）。
- ・仕事はしていたが、1日に使えるお金を決められていた（1日 300 円）。また携帯電話の使用も制限されていた（いくの学園「DV 被害当事者の自立支援に関する調査報告書」2009）。

しかし、実はこうした相談を頻繁に受ける相談員は、そこで他の深刻な暴力とともに経済的暴力が生じていることには気がついている。

- ・（家計に関する）決定を牛耳る加害者は、家族の収入の多い少ないにかかわらず、自分にとって都合のいいことを相手に無理強いする。私（相談員）が経験した多くのケースで、虐待は経済的なものばかりで、巧妙にあるいは開き直って相手の女性から何十万円、何百万円も奪い取っている加害者が何人もいた（Bancroft 2002 = 高橋・中島・波田 2008：195）。

筆者らが行った現場のスタッフからの聞き取りでも、経済的な暴力はほぼすべての事例に該当するとのことである⁽⁴⁾。スタッフらによれば、DV で避難したほとんどの女性たちからは、次のようなことが語られるという。夫からの食費や生活費として渡される金額は生活するに足りないこと、日常的に足りない費用や期限が迫っている請求書の支払い、あるいは子どもの教育費やまとまったお金が必要な時は、夫の機嫌をとり、お願いをしたり、セックスと引き替えだったりしながら、その不足分を何とか夫から引き出すという。このような実態は、相談や実践の現場では当然のこととして認識されているのである。

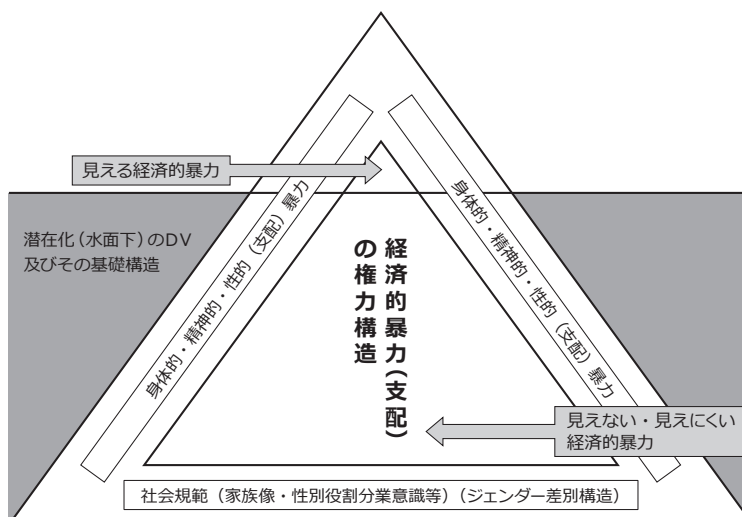
（3）「見える」経済的暴力と「見えにくい」経済的暴力

こうした事例を見ても、DV の実態は、パートナーと同居しているうちは表面化せず、加害者であるパートナーのもとから離れた（DV からの避難や離婚）のち、過去の実態が表面化することが多い。日本の場合、結果として貧困になったときに、そのプロセスに経済的暴力を含む DV があった事例が、紹介されるかたちで扱われてきた。カップル関係中は相談をしても、夫の支配に取り込まれ本人も気づいていないことが多い。それが DV の特質でもある。

しかし、カップル関係における DV の渦中では、先にみたパワーとコントロールの車輪で示され

(4) 2018 年 6 月 1 日、関西圏の DV シェルターのスタッフに聞き取りを実施。

図2 DVにおける暴力の構造



出所：吉中 2017 を修正。

るように、他の暴力と経済的暴力は関係しあい複合的に生じている。しかも経済的暴力の場合、妻にお金を渡さない、妻のお金を搾取するなどの直接的な経済的暴力が起こっていると同時に、間接的な経済的暴力も起こっているのもDVの特徴である。ここでいう「間接的な力」とは、働きに行きたくても働かせない、友人や知人と会わせないなど、経済的な剥奪というより、被害者の支配が目的の行為である。だがそのような行為を介することによって、結果的に女性の側に経済的にも「損失」を与えるということもまた経済的暴力である。すなわち、DVにおける暴力はそれぞれの暴力が単独で実行されることはなく、それぞれが関係しあって生じている。しかしながら、暴力が本人の相談や訴えなどにより可視化される際に、これを類型別に分断し、区分しようとした瞬間から、上記の「間接的なもの」が見えなくなり、これが「精神的暴力」として扱われ（例えば、内閣府のHP）軽視されることになっているのではないだろうか（図2）。

くわえて、このようなさまざまな経済的暴力の基礎には、その状況を生み出す権力構造があることを認識しておくべきであろう。とくにそれは、家族あるいは世帯のレベルにおける暴力や支配を支えているものであり、具体的には、主な家計収入が夫であるという男性稼ぎ主モデルの固定化、住宅や土地などの資産の所有名義が夫のみで共有資産になっていないこと、などである。このような仕組みは、家族・世帯の経済権力関係という視点から見た場合、DVが起きたときの被害者である女性にとっては、まったく不利な状況を生み出す。しかも同時に見えにくい。それらは、広義の意味での経済的暴力の基盤でもある。

そしてそれは、社会構造の根底のレベルで、ジェンダー差別などに結びつく社会規範の問題と関連しあっている。例えば、性別役割分業に基づいて設計された社会システムや、現代社会にいまなお慣習としてある家族規範、結婚制度、事実婚や婚外子が容認されにくい価値観などである（吉中 2017）。

3 海外における「DV と経済的暴力／虐待」に関する研究

(1) Walker, Lenore E. による先駆的研究——罾と威圧による経済的暴力

DV の研究において、アメリカの教育心理学者 Walker, Lenore E. が 1979 年に、著書『バタードウーマン』のなかで、暴力の「三つのサイクル論」(DV はハネムーン期・緊張期・爆発期の三つを繰り返すというもの)を提唱したことは有名である。しかしこの著書のなかではそれだけでなく、それぞれの DV の形態を検討し経済的暴力についても取り上げており、この時代のものとしては希少である⁽⁵⁾。

Walker は、冒頭から「金銭は女性を虐待から守ってはくれない」(Walker 1979 = 斎藤 1997 : 121)と述べている。一般的に、中流階級や上流階級の被害女性に対して「どうして逃げないのか」「逃げるお金は十分に持っているはず」との意見もある。だが、このような DV と経済的な虐待の関係にある不可解さ、複雑さ、困難さに対して、DV における経済的な要因と心理的きずなの相互作用を知らなければならないと説明する。

例えば、専門職の女性や大きな遺産を相続した女性、サラリーウーマンなど、たとえ経済的に安定していても、DV の状況にある女性は、そのほとんどが金銭的な不安を感じているという。どの女性も金銭面の支配権は男性が持っていると暗黙に了解してしまい、「職業を持った有能な女性でも経済的な罾」にはまるというのである。すなわち、妻が働いていてもその金は家計のために使われ、自分のために使うことができない状態に置かれるからという。

Walker は、経済的な暴力には二つの「方法」が用いられると説明する。一つは、女性のなかに貧しさに対する恐れを作り上げて罾にはめる方法、もう一つは、経済力で威圧する方法である。とくに後者がその家庭の経済レベルに関係なく実行され、貧困層でも高所得者層においても有効とする。とくに収入のない主婦に対しては効果的であるという。二つの方法を容易にさせている裏側には、夫は妻が「お金が足りないという理由でものを手に入れられない苦しさ」を知っており、妻は「自分が受け取るお金は夫が働いた結果」であることも知っているからであるとする。そのため妻たちは、家庭生活のなかで夫の機嫌を損ねないように神経を注いでおり、同時にその状況は夫にコントロールもされている。「夫の機嫌を損じると彼の労働意欲がなくなるかもしれない」し、「生活必需品を買うお金や家賃、薬代を渡さないなど、生活に必要なお金がもらえないかもしれない」という危惧がいつもある。このように、女性に自由になるお金を渡さないことが、男性が主導権を握ることにつながり、女性は欲しいものがある時や必要な場合は男性にお金をねだらせる関係を作り上げてしまう。

また、経済的な威圧は、その先に身体的暴力と言葉による暴力を引き起こすことにつながる。例えば夫が「妻に給料を渡すときに自分の必要分をとっておいて、生活費を全部払う金額が残っているかどうかは男性の念頭がなく、お金が足りなくなると、男性は怒って彼女を殴り罰を与えはじめる。請求書を払うのは彼女の責任だという理由をつけ、払えなかった女性が悪いとする。妻は、食事を安くあげたり、収入を補うために仕事を探したりしてやりくりをするが、男性はまずい食事を

(5) Lenore E. Walker (1979 = 斎藤学 1997) 第 6 章「経済的剝奪」pp.121-134.

出すとか、自分の妻には仕事をもたせないと言って怒る。この怒りはますますエスカレートする」という（同：123）。

Walker は多くの面談の経験から、男性があらゆる手段で威圧することにより、女性を心理的にコントロールし経済的な剥奪をしているという。三つのサイクルを通じて、暴力によって女性のあらゆる能力が剥奪され次第に無力状態になり、サイクルのなかで経済的暴力も起こりやすい状況を作り出し、そのことによって貧困へと導かれていくと述べる。

さらに Walker は、単にカップル間の問題だけでなく、アメリカ社会の根底にある社会構造的な問題にも触れている。男性のほうが収入が高いのは、男性が家族を養う必要があるという理由で一般的に正当化されているが、それは経済的システム全体が不平等であると言及している。

（2） Sharp-Jeffs, Nicola による経済的虐待に関する研究整理から

——「経済的な権力と支配」を中心においた新たな車輪モデルの提起

経済的虐待について研究しているイギリスの研究者 Sharp-Jeffs, Nicola（2008）は、経済的虐待の研究は「驚くほどない」と述べるが（Sharp-Jeffs 2008：13）、それでも日本からみれば関連するその検証は格段に進んでいる。Surviving Economic Abuse（SEA）は、経済的虐待に対する啓発と対応に専念しているイギリスの慈善団体であるが、そのホームページ上で経済的虐待等に関する論文（Economic Abuse／Financial Abuseを取り扱ったもの）をリストアップしている^{（6）}。そうした団体と HP の存在自体に社会の関心の高さがうかがえる。関連する論文もここ 10 年間で増加してきており、経済的虐待に関連する研究や調査は確実に進んできている（表 2）。

表 2 SEA による Economic Abuse／Financial Abuse に関する論文・報告書等

	USA	Australia	England	Others
2000-2005	1	1		
2006-2010	3		3	1 (Nigeria)
2011-2015	11	3	7	2 (Philippines), 1 (Lebanon)
2016-	4	4	3	2 (Sweden), 1 (Multi-country)

出所：Surviving Economic Abuse より作成。

ここでは、Sharp-Jeffs（2008）の先行研究の整理に基づき、経済的虐待についての議論を紹介しておきたい。まず、定義の検討は多くなされているが、2001 年の英国犯罪調査（The Crime Survey for England and Wales:CSEW）では、経済的虐待を「家計の公平な分配を妨げる（こと）」（Walby and Allen 2004：2）とした。その後、この分野の実態を最も適切に反映したものとして、Adams, Adrienne E. et al.（2008）が、「経済的虐待は、経済的資源を搾取したり、使い込んだり、そのことを継続することであり、女性の能力を制限することに伴う」と説明したものが、広く用いられるようになった（Adams et al. 2008：564）。

女性の能力を制限することは、直接、金銭や財産を搾取する行為とは異なるが、そのことが影響

（6） <http://survivingeconomicabuse.org>（2020 年 2 月 17 日アクセス）。

し女性が世帯内の貧困に陥ることは言うまでもない。Raphael, J. (1999) は、虐待的な男性がパートナーを教育・訓練や雇用を受けさせないための具体的な暴力や妨害行為を挙げている。例えば、目覚まし時計をオフにする、彼女の髪を切る、目に見える怪我を負わせる、テキストを破棄し宿題を破る、彼女の能力について否定的なことを言う、衣類を隠すまたは引き裂く、移動を妨害する、職場で彼女に嫌がらせをするなどである。Raphael の研究は、暴力、妨害行為の脅威を広くカバーしており、最も頻繁に引用されている。

しかし、すべての虐待的な男性が女性に仕事をさせないわけではなく、Hofeller, K. H. (1982) や Lloyd, S. and Taluc, N. (1999) らは、反対に働くことを奨励、または強制したりすることにより、女性が得た収入を渡すように求め、女性に自由に使えるお金を持たせない例などを示している。

女性が所有していた財産や貯蓄を夫が使うこともよくあることで、Adams et al. (2008) は、パートナーの財布からお金を取る、彼女の小切手帳または銀行カードを盗む、彼女のお金でギャンブルをするなど、虐待者がお金を搾取するさまざまな手段の具体的な事例を紹介している。

また夫が妻に、経済的資源に関与させなかったり、アクセスすることを妨害したりすることを取り上げた研究もある。Brewster, M. P. (2003) は、虐待的な男性が、家や車などの財産を女性の名義にさせないことによって、女性が経済的資産を獲得させないようにすることを問題視した。さらに、Grasley, C. et al. (2000) によれば、DV の加害者は、日常的に自分の収支に関する情報を知らせなかったり、お金を隠したり、共同資産について嘘をついていることを指摘している。さらに Grasley et al. は、女性が男性と同居している時に世帯収入を知っていたのは 50% のみだったことを DV 被害女性への調査から明らかにしている。

経済的虐待の実態調査は他でも行われている。Women's Aid ⁽⁷⁾ は 2018 年に、18 歳以上を対象としてインターネット上で無記名による調査を行った (*The Domestic Abuse Report 2019*)。それによれば、パートナーと同居中において、1 / 3 近く (31.9%) が金銭へのアクセスをパートナーによって管理されていたこと、2 / 5 以上の女性はパートナーからお金をもらうことを拒否されたり、自分のお金を取られたりしたこと、44.4% が基本的ニーズを満たすための十分なお金を持っていなかったこと、子どものいる 47.7% が子どものための必需品を買う十分なお金を持っていなかったこと、さらにその結果、パートナーと離れたのちも 1 / 3 の女性が貯蓄を失い、1 / 4 が経済的に困難に陥っている、と報告されている ⁽⁸⁾。

また、経済的な虐待とともに、82% が他の形態の虐待を受けていることも明らかにされている (*The Women's Budget Group (WBG) 2018* ⁽⁹⁾)。2001 年の英国犯罪調査では、重度の身体的暴力の対象となった女性のほぼ半数が感情的または経済的虐待の対象となっていたとの報告がある (Walby and Allen 2004)。さらに、Adams et al. (2008) は、この経済的虐待を測定する指標を開発したときに (後述)、経済的虐待の被害が大きいほど身体的および心理的虐待の被害も深刻である

(7) 1974 年に設立したイギリスの慈善団体の一つである。女性と子どもに対する家庭内暴力の撲滅を目的としている <https://www.womensaid.org.uk> (2020 年 2 月 17 日アクセス)。

(8) The Co-operative Bank (2015) がまとめた 'Money Matters' (全国調査報告書) p.26, Table14 においても同様の結果が報告されている。

(9) イギリスの専門家による男女共同参画を促進するための非営利団体である <https://wbg.org.uk/> (2019 年 12 月 12 日アクセス)。

図3 経済的暴力の車輪



出所: Sharp-Jeffs 2008; 2016 (訳: 吉中)。

ことを発見している。

これらのことを踏まえ, Sharp-Jeffs (2008) は, それまでの経済的虐待の事例や調査などをさらに検証し, 経済的暴力の理念的な整理を試みている。それは先に示したDVのパワーとコントロールの車輪 (ドゥルースモデル) を, 経済的な権力と支配に視点を置き, 経済的暴力からみたパワーとコントロールの車輪モデル (Economic Power and Control) として置き換えたものである。これは, 車輪の中心に経済的な権力と支配があり, それがさまざまな行為を実行させることを示している (図3) ⁽¹⁰⁾。

(3) 経済的虐待指標の開発

このように経済的虐待は, 広範囲にわたる調査や研究が積み重なってきているものの, それに対応する対策がなかったために, さらなる具体的な状況の把握のための指標の開発が試みられるようになってきた。

アメリカの研究者らによる Adams et al. (2008) は, 経済的虐待の対策の提言をするために, 指標の開発を行った。家庭内虐待の被害者 103 人に, 具体的な経済的虐待の被害を聞き取り, 多くの事例から掘り起こして分析した結果, 28 の指標 (Scale of Economic Abuse: SEA) を開発した (次頁表3)。そこでは, 経済的虐待の形態を大きく経済的支配と経済的搾取に大別し, それぞれ具

(10) ちなみに Sharp-Jeffs (2015) は, 高齢者と支援者の間で生じる金銭的搾取 (高齢者虐待) の文脈で語られる経済的虐待・暴力と, 男性がパートナーを強制的にコントロールする経済的虐待とは性格が異なると指摘している (Sharp-Jeffs 2015: 7)。

体的な被害の行動を指標として取り上げている。

さらに、Adams et al. (2008) の 28 項目の経済的虐待の指標（SEA）を発展させたものもある。Postmus et al. (2012；2015) は、経済的虐待をより精査して測定するために、家庭内暴力の被害者 120 人に対して調査を行い、Adams et al. の 28 項目の指標のうち 12 項目（SEA-12）を抽出した。その 12 項目がより信頼性と妥当性があるとし、経済的虐待を測定する有効な指標としている（表 3 のうち＊の 12 項目）。

これとは別に、Postmus et al. (2014) は、家庭内暴力サバイバーの経済的幸福（ウエルビーイング）を向上させるための金銭的教育カリキュラムも作成している。

表 3 経済的虐待の指標

	Adams et al. の指標	Postmus et al. の指標
経済的支配 Economic Control	1. 仕事を探したり、就職の面接を受けられないように、車の鍵を盗むか車をどこかに持って行く。 2. あなたが仕事に行けないように妨害する。 3. あなたが仕事に行く必要があると言ったらひどいことをする。 4. あなたが仕事を辞めるようにあなたを脅す。 5. 仕事を辞めることを要求する。 6. あなたが自分のお金を持たないように邪魔をする。 7. あなたの給料、財政援助の小切手、税金の払い戻しの小切手、障害者手当、またはあなたへの他の手当の給付金を奪う。 8. あなたに合った方法でお金を使わせるのではなく、お金を使う方法を決められてしまう。 9. お金をどのように使ったかを報告させる。 10. 彼に領収書を渡さなければならなかったり、お金の使い道の変更を強いられる。 11. 食べ物、衣服、またはその他の必需品のための必要なお金を持たせない。 12. あなたが見つめることができないようにお金を隠す。 13. 自分の銀行口座にアクセスできないようにする。 14. あなたの財務情報を管理する。 15. 議論することなく、重要な経済的決定をする。 16. お金のことについては、あなたから彼にお願いしなければならない。 17. 請求書の支払いや必要なものの購入のことで、あなたを脅したり殴ったりする。	＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊
経済的搾取 Economic Exploitation	1. あなたの許可なしにあなたの財布、または銀行口座からお金を取る。 2. あなたのお金、小切手帳、ATM カード、またはクレジットカードを、彼が使えるように強制する。 3. あなたの財産を盗む。 4. あなたまたは両方への請求に対し、滞納するかまたは払えていない。 5. あなたのクレジットカードを使ったり、電話代を請求することなどによって、あなたの借金を増やす。 6. あなた一人で家族の世話をしなければならないことを理由に、あなたが仕事に就くことを拒む。 7. あなたのお金またはあなたとの共有のお金でギャンブルをする。 8. 家族や友人にお金を借りるが、返金はしない。 9. あなたが彼にお金を貸したとしても、それを返済しなくてもいいようにあなたを納得させる。 10. あなたの財産またはあなたとの共有財産を担保に入れる。 11. 家賃や他の必要な支払いのためのお金を使う。	＊ ＊ ＊

＊：Postmus et al. (2012；2015) の検証において抽出された項目。

出所：Adams et al. (2008), Postmus et al. (2012；2015)。

(4) 用語の定義をめぐって——経済的虐待 (economic abuse) と金銭的虐待 (financial abuse)

ところで、経済的虐待 (economic abuse) は、金銭的虐待 (financial abuse) という用語とともに説明されることが多い。例えば、金銭的虐待とは、当事者間の収入の分配における剥奪をすることで、パートナーに対して金銭や財源などの「経済的資源」を獲得、使用、維持する能力を支配する行動とされる。経済的虐待とは、「経済的資源」よりも広い範囲の「資源」を管理することとして意味が分けられている (Adams et al. 2008)。つまり、経済的虐待における「資源」には、金銭的なもの以外の住宅、交通機関、暖房などの生活環境、食料や衣服などが含まれる。そして、経済的虐待は、女性がこうした経済的資源を取得することと、そもそもそれらにアクセスすることを妨害しようとするものまで含むものであるとしている (WBG 2018 ; SEA ⁽¹¹⁾)。

こうした経済的資源にアクセスできない状況にあることによって、女性は虐待的なパートナーと長く一緒にいることを強えられる結果、より多くの被害を受ける (Websdale 1999)。たとえ、高収入のパートナーを持つ女性であっても、夫から故意の剥奪を受けることになり (Pence and Paymar 1993)、支配され別れられなくなる。そのことによって、隠れた貧困状態が続くことになる。

しかし、しばしば金銭的虐待と経済的虐待と同義語として使用されていることもある。また、両者が同時に発生するなかで、Sharp-Jeffs (2015) は、親密圏内の暴力 (IPV) に関する文献において、金銭的虐待は経済的虐待と互換的に使われることが多いとし (例えば、Citizen's Advice 2014)、「IPV の文脈のなかで金銭的虐待の明確な政策定義はない」とも述べている。

また英国犯罪調査では、金銭的虐待を測定するための質問を含めたにもかかわらず、「イギリス内での金銭的虐待の全国的データは出されなかった」 (Sharp-Jeffs 2015 : 21)。さらに、2019 年に家庭暴力法の改定法案が公表されたなかで (後述)、経済的虐待は家庭内虐待の定義の一部であると盛り込まれたものの、金銭的虐待の公的な定義づけはなされなかったとしている (WBG 2018 : 9)。

このように経済的虐待と金銭的虐待の定義についていまだ模索しているなかで、Sharp-Jeffs (2016) は、上記で述べた Adams et al. (2008)、Postmus et al. (2012 ; 2015) らの指標の開発を

表 4 金銭的虐待のさまざまな形態

金銭的虐待の形態	例
金銭的支配 Financial control	領収書を要求するなど、お金の使い道を知らせなければならない 相談なく重要な家計の決定をする 家計の情報を秘密にする お金を使いたいときは、パートナーにお願いしなければならない
金銭的搾取 Financial exploitation	生活費を入れない・必要な支払いをしない 家計に必要なお金を他で使ってしまう あなたの名前で借金をする・あなたのクレジットカードを使う
金銭的妨害 Financial sabotage	あなたが仕事や学校に出かけようとしたら邪魔をする あなたがしていた仕事や勉強をやめさせる あなたがしたい仕事や勉強することを許さない

出所 : Postmus et al. (2012).

Sharp-Jeffs (2016) *Supporting Survivors of Financial Abuse, Learning for the UK*, p.12.

(11) Surviving Economic Abuse (SEA) は、経済的虐待に対する啓発と対応に専念している唯一のイギリスの慈善団体である <http://survivingeconomicabuse.org> (2020 年 2 月 17 日アクセス)。

もとに、金銭的虐待の形態を、金銭的支配、金銭的搾取、金銭的妨害といった三つのグループに分け、新たな分類を試みている（前頁表 4）。

まとめ

以上でみてきたように、海外では 2000 年過ぎから、経済的虐待への関心は高まっている。統計的にも詳細な実態調査も多く実施されている。その実態把握から指標の開発もなされ、支援や離別後の生活再建への示唆となっている。イギリスを中心にみれば、研究だけでなく、経済的暴力・虐待を専門に取り組んでいる慈善団体や NGO など（The Women's Budget Group；Women's Aid；Refuge；Surviving Economic Abuse；The Co-operative Bank）の活動がある。しかも性格が異なる団体が複数存在していること自体が社会的な関心の高さを示している。

政策的にもいくつかの動きもみられる。2019 年 1 月、イギリスの内務省（Home Office）は家庭内虐待の社会的コストに関する報告書『*The Economic and Social Costs of Domestic Abuse*』を公表した。経済的暴力だけに焦点をあてていてのものではないが、虐待全体の予防を通じて、家庭内虐待に取り組む必要性を強調している。このなかで、家庭内暴力の被害者 1 人あたりの社会的コストは推定で £34,015（≒ 約 500 万円）と報告している。

さらに、2019 年 1 月 21 日、英国政府は、家庭暴力法案（Domestic Abuse Bill）の草案を公表した。草案において、経済的暴力も対応すべきとする暴力の一つとして明記されたことは注目に値する。そこには、家庭内で生じる暴力の防止と被害者への支援、犯罪への取組が盛り込まれている⁽¹²⁾。

このように、社会の関心も踏まえ、家庭内の私的なこととされそうな事象に対しても、実践的な社会政策としての対応が進められている。改定法案においても、経済的虐待が明記されたのは当然の動きであろう。

一方日本では、経済的虐待や経済的暴力そのものについて研究がほとんどなされていないと言ってよい。その実態等も事例等で補足的あるいは経過的に説明される程度である。そのように関心が表面化してこなかった背景には、DV の渦中にあるときは、経済的に搾取されている状況は本人も意識しない場合が多いこと、DV 自体がパートナーの暴力によってコントロールされていること、家庭内の恥をさらけ出したくないといったスティグマも伴っていること、そのため秘匿性を帯びていること、などがある。日本の DV 関連対策も、その状況から逃げた（避難）後の支援、本人の自立などに力点が置かれていることもあって、日々の金銭的な虐待などは、DV から解放されたのちに本人や支援者などの聴き取りから語られることで、かろうじて実態が把握できる程度である。しかしそれも、身体的な暴力の悲惨さの陰に隠れ、経済的な語りや記述は少なく、他の状況（暴力の実態）に伴って補足的に示されるような状況にある。

(12) UK Government 'Transforming the Response to Domestic Abuse: Consultation Response and Draft Bill' p.40. ちなみに本法案では、対象を男女間の暴力のみならず、障害者、高齢者および LGBT の被害者に対する支援サービスなどの取組の必要性も明確化された。暴力の内容も、経済的虐待のほかに、ソーシャルメディアを使用するなどのオンラインでの虐待（Online Abuse）、思春期の子から親への暴力（Adolescent to parent violence）も暴力の範囲としているとした点で、先進的である。

すでに述べたように、経済的暴力は緊急性がないとして、とくにそれ自体が注目されることはなかった。研究や対策としても無関心であったが、支援の現場（例えばDVシェルターにおけるソーシャルワーク）では、女性たちがDVの状況のなかで経済的に圧迫を受けていることは、従来から当然のこととして認識されていた。それが「世帯のなかに隠れ（てい）た貧困」に結びつくことは、理解されるはずである。

これまで研究動向を中心にみてきた経済的虐待・暴力は、カップル関係のなかの、ひとりの人間としての自立を束縛している状況にはちがいはない。その背景には、依然として強い性別役割分業があり、家庭内の役割の決定において女性が不利やすい構造がある。それにより、パワーによるコントロールされやすい状況を生じさせている。そして、DVから解放（避難・あるいは離婚したあと）され、自分自身の生活再建をするといったときに、さらなる困難も生じてくることも見通せる。例えば、働くことを制限されてきた結果、キャリアの形成や財産や貯蓄の形成も不十分だったりする。とくに将来の年金の多寡とリンクし、それはそのまま高齢期の貧困へと結びつくことになる。

本稿は、「世帯のなかに隠れた貧困」を生み出す重要な要因としての経済的暴力に関する、これまでの研究動向の一端を、いまわかる範囲で整理してみたものである。図2で示した経済的暴力の基礎となる権力構造や図3の「経済的暴力の車輪」を意識した今後のアプローチ、あるいは海外研究が示してくれた多くの関連指標や形態に関する成果を利用した具体的な分析は、「世帯のなかに隠れた貧困」の把握を前進させることになるだろう。

（よしなか・としこ 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部准教授）

【参考文献】

- Adams, Adrienne E., Sullivan, Cris M., Bybee, D. and Greeson, Megan R. Michigan State University (2008) Development of the Scale of Economic Abuse, *Violence Against Women*, 4 (4), 563-588.
- Bancroft, Lundy (2002) *Why Dose He Do That? Inside the Minds of Angry and Controlling Men*, Berkley (= 高橋睦子・中島幸子・山口のり子訳 (2008)『DV・虐待加害者の実態を知る』明石書店)
- Branigan, Elizabeth and Grace, Marty (2005) *His Money or Our Money: Financial Abuse of Women in Intimate Partner Relationships*, Coburg Brunswick Community Legal and Financial Counselling Centre Australia.
- Brewster, M.P. (2003) Power and Control Dynamics in Pre-stalking and Stalking Situations, *Journal of Family Violence*, 18 (4), 207-217.
- Citizen's Advice (2014) *Controlling Money, Controlling Lives: Financial Abuse in Britain*. London: Citizen's Advice.
- Grasley, C., Richardson, J. and Harris, R. (2000) *Knowing What We Do Best: Evaluating Shelter Services from the Perspective of Abused Women*, Ontario: South Western Ontario Shelter Association.
- Harne, L. and Radford, J. (2008), *Tackling Domestic Violence: theories, policies, and Practice*, Open University Press
- Hofeller, K.H. (1982) *Social, Psychological and Situational Factors in Wife Abuse*, Massachusetts: R&E Research Associates.
- Kurz, D. (1998), Old Problem and New Directions in the Study of Violence Against Women, in Bergen, R. K. (ed.), *Issues in Intimate Violence*, Sage Publications, 197-208.
- Lloyd, S. and Taluc, N. (1999) The Effects of Male Violence on Female Employment, *Violence Against*

- Women*, No.5, 370-392.
- Pence, Ellen and Paymar, Michael (1993) *Education Group for Men who Batter: The Duluth Model*, New York: Springer. (= 波田あい子訳 (2004) 『暴力男性の教育プログラム』 誠信書房)
- Postmus, J. L., Plummer, S., McMahon, S., Shaanta Murshid, N. and Sung Kim, M. (2012) Understanding Economic Abuse in Lives of Survivors, *Journal of Interpersonal Violence*, 27 (3), 411-430.
- Postmus, J. L., Hetling, A. and Hoge, G. (2014) Evaluating a Financial Education Curriculum as an Intervention to Improve Financial Behaviors and Financial Well-Being of Survivors of Domestic Violence: Results from a Longitudinal Randomized Controlled Study, *The Journal of Consumer Affairs*, 49 (1), 250-266.
- Postmus, J. L., Plummer, S. and Stylianou, A. M. (2015) Measuring Economic Abuse in the Lives of Survivors: Revising the Scale of Economic Abuse, *Violence Against Women*, 22 (6), 692-703.
- Raphael, J. (1999) Keeping Women Poor: How Domestic Violence Prevents Women from Leaving Welfare and Entering the World of Work, In R.A.Brandwein (ed.), *Battered Women, Children and Welfare Reform*, Brandwein R.A. California: Sage Publications, 31-44.
- Sharp-Jeffs, Nicola (2008) 'What's Yours is Mine': The Different Forms of Economic Abuse and Its Impact on Women and Children Experiencing Domestic Violence, *Refuge*.
- (2015) *A Review of Research and Policy on Financial Abuse within Intimate Partner Relationships*, Child and Woman Abuse Studies Unit (CWASU), London Metropolitan University.
- (2016) *Supporting Survivors of Financial Abuse, Learning for the UK*, Child and Woman Abuse Studies Unit (CWASU), London Metropolitan University.
- Surviving Economic Abuse (SEA) (<https://survivingeconomicabuse.org>) (2020年2月17日アクセス).
- The Association of Chief Police Officers (ACPO) (2004) *Guidance on Investigating Domestic Violence*, ACPO Centrex.
- The Co-operative Bank (2015) *Money Matters*, Refuge.
- The Women's Budget Group (WBG) (2018) *Universal Credit & Financial Abuse: Exploring the Links*.
- Walby, S. and Allen, J. (2004) *Domestic Violence, Sexual Assault and Stalking: Findings from the British Crime Survey*, London: Home Office Research Study 276.
- Walker, Lenore E. (1979), *The Battered Woman*, Harper and Row. (= 斎藤学訳 (1997) 『バタードウーマン——虐待される妻たち』 金剛出版)
- Websdale, N. (1999) *Understanding Domestic Homicide*, California: Northeastern University Press.
- Women's Aid Federation of England (2019) *The Domestic Abuse Report 2019: The Economics of Abuse* Women's Aid (<https://www.womensaid.org.uk/>) (2020年2月17日アクセス).
- 特定非営利活動法人いくの学園 (2009) 「DV 被害当事者の自立支援に関する調査報告書」
- 特定非営利活動法人女性と子どものセンター ウィメンズネット・こうべ (2017) 「窓を開けませんか」
- 戒能民江 (2002) 『ドメスティック・バイオレンス』 信山社
- (2005) 「DV 法制定から改正へ——その意義と課題」 『国際女性』 No.19, 76-84
- 戒能民江編著 (2006) 『DV 防止とこれからの被害当事者支援』 ミネルヴァ書房
- 加藤喜久子・笹谷春美 (1992) 「離婚発生のメカニズムと離婚のコスト」 『現代社会学研究』 Vol.5 109-132
- 加藤喜久子 (1991) 「離婚のケース分析」 『地方中核都市の社会病理に関する学術的研究』 (1998年度科学研究費補助金研究成果報告書)
- 木村清美 (1999) 「家計内の不平等と権力——離婚に至った夫婦のケーススタディから」 家計経済研究所編 『ワンペアレント・ファミリー (離別母子世帯) に関する6カ国調査』 家計経済研究所, 59-68
- 小宮山洋子 (2017) 「DV 防止法を議員立法で作って…」 『国際ジェンダー学会誌』 Vol.15, 54-63
- 吉中季子 (2017) 「ドメスティック・バイオレンスにおける「経済的暴力」の概念: その予備的考察」 『社会問題研究』 (大阪府立大学) 66 (145), 65-77